



市内の飲食店で食中毒が発生

柏市は、食中毒を発生させた施設に対し、食品衛生法に基づき、本日(4月7日)3日間の営業停止を命じました。詳細は、次のとおりです。

1 探知

令和 7 年 3 月 31 日市内飲食店利用者から、「3 月 28 日(金)に柏市内で会食した 1 グループ 24 名のうち複数名が、嘔吐・下痢・発熱をしている。」旨の連絡が入ったことから、調査を開始した。

2 調査結果

柏市保健所で調査したところ、次のことが判明した。

- (1) 患者の共通食は、当該飲食店の提供した食事に限定された。
- (2) 患者 9 名の便から、食中毒の原因となるノロウイルスが検出された。
- (3) 当該施設での食事を起点とした潜伏時間に一峰性があり、その潜伏時間及び症状がノロウイルスによるものと一致していた。
- (4) 患者を診察した医師から食中毒患者届出票の提出があった。
- (5) 患者の状況

ア 喫食者:24 名(同一メニュー喫食者)

イ 患者数:14 名(男性 6 名, 女性 8 名 年齢: 20 歳代～ 60 歳代 ※入院者無し)

ウ 主な症状:嘔吐, 下痢, 発熱(現在は回復しています)

エ 発生日時:令和 7 年 3 月 29 日午後 11 時(初発)

3 行政処分

調査結果から、柏市は、以下の施設を原因とする食中毒と断定し、本日営業者に対して行政処分を行った。

(1) 対象施設

- ・所在地 柏市旭町 1 丁目 10 番 5 号丸誠ビル 1F
- ・営業者 有限会社 丸誠商事 代表取締役 長 一江
- ・屋号 焼とり つかさ
- ・業種 飲食店営業

(2) 原因食品

令和 7 年 3 月 28 日に当該施設が提供した料理

参考:喫食メニュー

お通し(中華クラゲの和え物), チョレギサラダ, 合い盛り刺し(地鶏のムネのタタキ,

モモのタタキ), 焼鳥盛り合わせ(ねぎま, つくね, レバー, 手羽先, ささみ梅しそ, 皮)
生カキポン酢, 明太釜玉うどん, フライドポテト, 春巻き

(3) 病因物質

ノロウイルス G II

(4) 違反内容

食品衛生法第 6 条第 3 号違反

(5) 行政処分内容

- ・食品衛生法に基づく営業停止命令
- ・処分年月日 令和 7 年 4 月 7 日
- ・営業停止期間 令和 7 年 4 月 7 日から 4 月 9 日まで(3 日間)

4 指導内容

柏市保健所では, 食中毒再発防止を目的として, 営業者及び調理従事者に対する衛生教育を行う。

(参考) 柏市における食中毒発生状況(令和 7 年 4 月 7 日現在速報値)

年度／項目	発生件数	患者数	死亡者数
令和7年度	1 件	14 名	0 名
令和6年度	1 件	1 名	0 名

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市健康医療部生活衛生課

電話 04-7167-1259 / FAX 04-7167-1732